

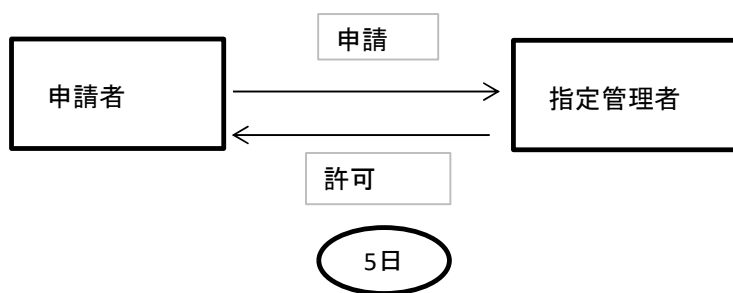
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	庚申庵史跡庭園の使用許可	
処 分 の 概 要	庚申庵史跡庭園の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市庚申庵史跡庭園条例(平成15年条例第2号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		5日
標準処理期間	計	5日
判断基準	松山市庚申庵史跡庭園条例第5条各号に該当しないことを基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市庚申庵史跡庭園条例</p> <p>(使用許可) 第3条 展覧会、講演会、茶会、講座等を行うため庚申庵庭園を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)に申請して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限) 第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、庚申庵庭園の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 庚申庵庭園(備品、展示品等を含む。第9条第2号及び第10条において同じ。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が庚申庵庭園の管理上支障があると認めたとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。